

地域に根づく伝統文化継承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する地域に根づく伝統文化継承事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業、補助対象経費、交付率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	地域に根づく伝統文化継承事業補助金
補助金交付の目的	「地域に根づく伝統文化」として、各地域で受け継がれている伝統行事や小さなお祭りなどの開催及びその記録保存を支援することにより将来にわたって伝統行事等が保存・継承されていくことを目的とする。
交付の対象である事業	「地域に根づく伝統文化」として、各地域で受け継がれている伝統行事や小さなお祭り、これを継承していくことにより、郷土愛の醸成や地域の絆づくりにつながると認められるもの。
補助対象経費	次に掲げる経費で別表に掲げるものとし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。ただし、玉串料など宗教行事に関する経費と認められるものは除く。 (1) 交付の対象である事業（以下「補助事業」という。）を写真や動画で記録・保存するために要する経費（補助事業の準備のみを記録・保存する場合に要する経費も含む。） (2) 記録・保存を行う補助事業に要する経費。
交付の率又は金額	補助対象経費の全額（千円未満切捨て）とし、50千円を上限とする。ただし、補助金の交付は1団体につき1年度に1回限りとする。
終期	令和9年3月31日
補助事業者の範囲	次に掲げる団体とする。ただし、過去3年の間、この補助金の交付を受けていないものに限る。 (1) 補助事業を行う自治会・町内会 (2) 松江市伝統芸能文化保護育成協議会加盟団体その他の地域住民主体の団体で市長が認めるもの

(実績報告)

第3条 規則第12条に規定する実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (3) 補助事業を記録・保存した写真や動画（以下「成果品」という。）
- (4) 成果品を市が使用（補助金交付の目的に即して使用（当該目的のため学芸員、大学等の調査研究機関が使用する場合を含む。）、配布、動画配信等を行うことをいう。）することについての同意（成果品に掲載されている個人情報の使用に関する同意を含む。）が確認できる書類  
(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

費目区分		内容
報償費	報償費	有識者等への謝金など（宗教行為に対するものと認められるもの及び補助事業者の構成員（補助事業の実施に関する特殊な技能を有すると認められる者を除く。）に対するものを除く。）
需用費	消耗品	事務・衛生用品等の消耗品費、伝統行事等に使用する藁等の材料代など（宗教行為に対するものと認められるもの、食糧費、金券、景品などは除く。）
	印刷製本費	記録集等の印刷製本費など
	修繕費	用具類等の修繕費
役務費	手数料	廃棄物処理代、クリーニング代、対象経費に係る振込手数料など
委託料	委託料	映像編集委託料、記録集等の作成委託料など（委託内容及び費用の内訳を明示すること）
使用料及び賃借料	借上料	機材等の借上料
備品購入費	備品購入費	撮影機材、伝統行事等の用具類等の購入